

行政ほつかいとう

78.11

No.109

〈題字は北海道副知事寺田一寿男さんが揮毫〉



| 目 | 次 | | |
|-----------------------|---|------------------|----|
| 車庫証明業務の現況 | 2 | 字典こそ別れられない女房の一人 | 10 |
| 社労士法の改正と行政書士の提出代理は違法か | 3 | 年計報告の励行について | 10 |
| 報酬額運用要領の質疑応答 | 4 | 信頼される業務取扱いを!! | 11 |
| 有資格者団体との第2回話し合い | 6 | 会員異動報告は速やかに支部経由で | 11 |
| 行政書士の法定執務五訓 | 7 | 行政書士手帳のあっ旋 | 11 |
| 昭和54年度指名願記載要領説明会のお知らせ | 8 | 私の若い頃 | 11 |
| 食協対策と対道折衝 | 9 | 文芸(俳句) | 13 |
| 新入会員研修会を終えて | 9 | 事務局だより | 13 |
| 会員の生の声を聞くため対話集会を開催 | 9 | 字典こそ別れられないの答 | 14 |

北海道行政書士会

車庫証明業務の現況

1. 現在までのいきさつ

車庫証明業務に関しては、昨年10月6日・中央における合意確認を契機として、日行連では、同月24日に全国車庫証明業務受入担当者会議を開催し、本会は、11月5日、支部長会、理事会を召集し、受入態勢を作らなければ自販連との折衝に入れないので早急に受入体制を作ること、業務取扱い方式はセンター方式とすること、センター経費は、センター会員の負担とする等の方針を定めた。

センター設置による受入態勢報告は、第1次分を本年1月13日（札幌、小樽、空知、函館、網走、釧路、根室の各支部）、第2次分を1月30日（室蘭、苫小牧、日高の各支部）、第3次分を2月9日（旭川、留萌、宗谷の各支部）、第4次分を3月3日（十勝支部）日行連へ提出し、この日に全支部の報告を完了した。

4月28日、車庫証明業務のPR用ポスターを各支部へ発送し、5月8日には、複数会長以下担当役員が関係支部長を交えて自販連札幌支部の桜井専務と話し合いを行ったが、ここに至るまでの葛西副会長の予備折衝はお百度を踏んでのことと、このようにして自販連との接触を進めつつ中央からの公式指示を待ち望んでいた。

5月18日付、待望の「自販連支部と話し合いに入るものとする。」との指示文書が出た。勇躍した木川業研部長は喜びをつみきれず、着いたばかりの文書を同月20日の定時総会で、声たかだかと読み上げ、次の壁に立ち向う意欲を燃した。

担当役員は、5月中に自販連函館支部、続いて室蘭、旭川、釧路の各支部と第1回の表敬訪問を終え、これらの支部は自販連札幌支部の動きに同調する感触を深くした。

昨年の合意確認以来、現在に至るまで全国的に自販連と単会との話し合いの門戸は堅く閉ざされており、事務段階の折衝あるいは表敬訪問の形をとったとはいえ、北海道のように自販連支部又はデーターと円満に話しを進めている単会は極めて少ないようであり、自販連と単会が協定書を締結した事例は皆無である。

その後も担当役員は、あくまでも自動車業界の理解と協力を求めるという一貫した姿勢で自販連札幌支部を重点として根強く折衝を重ねるほか、他の各自販連支部を通算各2回訪問（帯広支部は1回、近日中に訪問の予定）した。

佐々木札幌支部長は、センター会員の意見や、販売会社との折衝の状況を本会の担当役員と密接な連絡を保ち、連日諸対策について熱心に建言し、本会の役員、同支部長も、共に行政書士の悲願とする車庫証明業務の受入れに日夜生業をなげうって活動しており、身心の労は、はたでみる目も痛ましく、ただただ頭がさがる思いである。

2. 現在の状況

各自販連支部との折衝の結果、合意確認の基本方針に基づいて業務を行うことに合意し、自販連傘下の各販売会社と本会支部が個々に話し合いに入ることの了承を得たので、本会では急遽去る10月20日各支部長及び各支部センター長の代表を対象とする研究会を開催し、現況を説明するとともに今後の対策を協議した。

会長は、行政書士といえども企業努力が必要であることを力説し、今後は、支

部長を中心に自動車販売会社との折衝を熱心に展開し、約束をとりつけた販売会社から順次センターで業務を取り扱い、折衝困難な販売会社には支部の要請があれば、本会の役員も協力する。今後の対策については大別して硬軟両説の活発な討議が展開されたが、結論的には、行政書士が、自動車行政のよきパイプ役として自動車販売会社に協力させてもらい、両者にメリットを産み出す。会社の理解と協力を得て業務をセンターに送り込んでもらわなければならないという当初からの方針が大勢を支配した。

これまで、車庫証明業務の受入れに大変な御苦労を続けてこられた各支部長、支部役員、センター長各位には、さらにデーター折衝という新たな難事に直面する。その成否は車庫証明業務の明暗をきめる鍵となるもので、それは車庫証明業務の取り扱いについてどの程度会社側の協力が得られるか、報酬額はいくらにきめたら了解がつくのか、そして、内にはセンター会員の実務訓練の反覆実施等、車庫証明業務の推進は、本会の段階から支部活動の段階へとその重点が移行してきている。

いま、法律論は別として、多年自動車業界が販売促進の自衛手段として築き上げたものを、わが手にしようとするのである。このような場合、史実に照しても波乱は避けられないことが多いものである。しかし冷静によく考えてほしいのは、販売会社には、将来に向って行政書士が協力してもらはなくてはならない唯一の大切な相手方である。法治国の国民として熱意をもって理解を求める姿勢を堅持し、撓まぬ努力をすればいつか必ず分ってもらえるものと確信して今日まで進んできた。これこそ急がば回れという

諺のとおりである。

本年3月受入体制完了の報告を行ってから約7カ月、日行連から「自販連支部との話し合いに入れ。」の指示文書を受けてから約5カ月を経ての現況である。

こうした現況は、資金を投入し一日千秋の思いで待っているセンター会員諸氏には不満であることは十分理解している。しかし、全国の単会も例外なく難航しており、我が会のように自販連と密接な連携を保ち、着実に進みつつある単会はおそらくないものである。

捨子同然の子供を育て上げ、いまは立派な働き者に生長したのに、本家同志が約束したこととはいえ、手塩にかけた人達には、ある程度の日時も必要とし、また何等かの抵抗も生ずることは人情の常であろう。

車庫証明業務が長引いているのは、こうした自販連の内部事情によるものと推測される。

今はわれわれも過去を反省し、支部長を先頭にデーターの理解を得て、その協力を求めるときである。誠意を尽して根強く話し合えば、必ず分ってもらえると信じている。センター会員はこれらの事情を十分理解し、支部長以下の役員に励ましをこめた声援をおくっていただき、円満に、かつ早期にセンター業務を軌道に乗せたいものである。

63.11.1 会報109号

社労士法の改正と行政書士の提出代理は違法か

社労士法の一部改正は、本年5月20日法律第52号で公布、本年9月1日から施行された。この法律は新たに第2条第1項第1号の2として「事業主、使用者、その他事業者が提出すべき前号に規定する書類につ

いて、その提出手続を代わってすること。いわゆる提出代理の規定が新設され、同時に同法の第27条の規定に「社会保険労務士でない者は、他人の求めに応じ、報酬を得て、第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行つてはならない。」と改正されて、前述の提出代理も制限規定に加わったのです。この規定に違反する場合には厳しい罰則が規定されているので、行政書士が作成した書類の提出代理について法施行前に明らかにしたいと考えて（これまでのことは№107総会特集号2～3ページ参照）本年5月31日付次の要旨の照会を日行連へ提出し、関係省の文書回答を求めてほしい旨申し添えて依頼してありますが、日行連では、これを自治省及び厚生省社会保険庁へ照会したが、未だその回答がありません。

最近、札幌支部所属の行政書士が、札幌公共職業安定所へ依頼人の書類を提出したところ、行政書士は、提出代理ができないので、今後は差し控えるようにという趣旨の注意を受けた事実がありました。

社労士の作成する書類は、当然に行政書士が作成できるのに、提出代理ができないことになると、致命的な打撃なので、10月23日葛西副会長は、早速同所の所長に面接して、本会から照会中の社労士法の改正に伴う行政書士の提出代理に関しては、未だ中央からの回答がない事情を説明し、提出代理についての当面の指導方針を示したところ、中央から何らかの指示があるまでの間は、窓口規正はしない旨の理解ある確答を得ましたので、本会から別に通知するまでの間、社労士業務の提出代理を継続してもよいが、提出代理の時間報酬は依頼人から受領しないでください。

なお、提出代理に関してトラブルが発生したときは、本文を提示して了解を求めて

ください。なお理解してもらえないときは、本会に御連絡ください。

一本会からの照会事項

社会保険労務士法の一部が改正され、社会保険労務士の事務に、事業主等が行政機関等に提出すべき書類について、その提出手続きを代わってすることが加えられたこと（本月9月1日施行）に関連して

1. 行政書士は、書類の作成を依頼された者に代わり、報酬（日当）を受けることなく、関係行政機関等に提出手続きをすることは違法でないと思われるかどうか。
2. この場合、交通費の実費を受けることは差し支えないか。
3. 上記のこれらの行為を反覆継続しても違法ではないと思われるかどうか。

注：日行連では1～3をお見込みのとおりと解されるがどうか、という文言を付して社会保険庁へ照会中です。

報酬額運用要領の質疑応答

報酬額運用要領作成特別委員会

委員 下国富士夫
〃 木川政蔵
〃 豊田春男

本年10月、全道各地区で開催の報酬額の運用ブロック研究会において提出された質疑事項について、今回特別委員が協議検討の結果、統一見解を次のとおり回答します。

また、改正意見についても同時に検討し、別紙のとおり所要の改正を行い正誤表及び差し替え用紙を同封しました。

なお、車両登録業務と抵当権の設定、ま

っ消その他一連のものを加えてほしいとの要望がありましたが、報酬額の運用要領は一般的に処理されている業務に限定して例示的に作成しているので、一般的に行われていない業務について、各会員の希望に応ずることは不可能なので、この要領には加えないことにしましたので悪しからず御了承願います。

記

問1 はがきの場合、正本とし1行20字詰24行を原則とすべきか。

そのとおりとすれば、はがき類、祝辞、弔辞（毛筆）は同様でよい。

答 はがきを用いても、法1条の業務に属するものはお見込みのとおりです。しかし、一般的な通信文を内容とするはがき、祝辞、弔辞の類は行政書士の法定業務ではないから、報酬額表を忠実に適用すべき性格のものではない。

しかし、これらの業務を受けることは、他の法律に制限がないから差し支えないので、依頼人と協議の上適宜報酬を受けることが適当である。この場合、はがきについては、1枚600円程度が客観的には妥当と思われるが、聞きとりに長時間をする場合があるので、事情により1,000円以内と考えて運用することが適当ではないかと思われる。

また、祝辞、弔辞は短文でも名文の場合があり、長文のみが価値のあるものとは限らない。したがって文書の長さに応じて高い報酬を受けるべき性質のものではないと考えるので、依頼人と協議の上適宜料金を決めるべきである。

問2 交通事故被（加）害者請求の報酬額は、安くないか。

答 行政書士の業務は広範多岐であり、

各人の業務取扱いの慣熟の度合いにより、この書類に限らず安い高いの意見はあるものと思われる。

しかし、この要領は、一般的な業務の均衡を考慮して作成したものであり、この業務が他の業務と比較して安いとは認められない。

問3 一般自動車運送経営免許申請書は、これ以外にないか。

答 トラック、バス、ハイヤー、タクシーについて作成したもので、この分野に関する限り必要と思われるものは、すべてを掲記してある。

問4 農地法3条申請は、3枚とすべきではないか。

答 3枚目は、記載上の注意事項が重点であるから、この部分の報酬額は請求を差し控えるべきであるとの見解で2枚としたものである。

問5 株式会社の類似商号は、時間報酬の方がよいのではないか。

答 報酬額表の附隨業務報酬額「公簿の閲覧」「1件」「720円以内」によつたもので閲覧報酬が正当である。

問6 (1) タイプで打った場合1行に20字以上となる場合はどのように算定するか。

(2) また、行に端数を生じた場合はどうか。

答 (1) 報酬額表備考4の、1行20字詰24行を標準として枚数を算定すべきである。

(2) 1行とする。

問7 税務関係書類について依頼を受けた場合、行政書士の資格のみで書類を作成するだけのことは差し支えないか。

答 税理士法第2条の規定に基づく9税目（所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税、市町村民税、固定資産税、

財産税、富裕税)に関しては、同条第2号の規定により、税務官公署(税関官署を除く。)に提出するすべての書類の作成は税理士の業務であるから、行政書士がこれらの書類を作成することは、税理士法に抵触する。

しかし、上記特定9税目以外の諸税に関する書類の作成は、行政書士の業務分野であるから、書類の作成は勿論のこと、提出代理を行うことも差し支えない。(行政書士必携28ページ参照)

問8 定款、寄付行為、決算書を持参して業務依頼があったときの調査報酬を加えるべきでないか。

答 御意見のとおりであるので、留意事項の中に加えて改正を行った。(留意事項1(2)参照)

有資格者団体との第2回話し合い

監察部長 豊田春男

昭和53年9月12日、札幌市内第一ホテルにおいて、北海道税理士会、札幌司法書士会、土地家屋調査士会北海道ブロック協議会、全国社会保険労務士会北海道会の関係者の出席を得て、昨年度に次ぐ第2回目の話し合いを行い、おおむね次の事項について協議した。

1. 業界の業務連絡と情報の交換について
各士業団体の連絡事項の発表、法改正の動向等について情報の交換を行った。

2. 業界の相互理解について
法定業域の順守と業務提携の確立については各士業間の業域の接点を見極め、判例、通達等を十分重んじ、会員の指導にあたる。

また、会報及び、会員名簿の交換によ

り、それぞれの組織の実情を理解したい。特に、この話し合いの経過協議事項について会報に掲載し会員に周知を図ることとした。さらに、司法書士会については、道内四支部の北海道ブロック協議会として今後の参加を要望し実現を期することとなった。

3. 非資格者の排除対策について

違反会員の相互通報を図るほか、品位保持を強く打ち出し、各士業間で監察、綱紀の規定内容を充実したいので相互に交換して、内容を検討したい旨の意見も出され合意した。

違法団体に対する共同排除対策については、それぞれ事情を異にするので、今後の課題として留保されたが、各支部組織段階での士業間の話し合いについては、既に実施している支部もあり、できるところからそれぞれ実施することに賛意を求めた。

4. 次年度以降の話し合いの持ち方について

同種の会合が7業種団体(有資格者団体協議会)で毎年度実施されており、多少特異性はあるにしても、今後カミシモをぬいで話し合うことにより、成果はあがると思われる。この会合の目的を前記有資格者団体協議会の運用に含めてはとの意見が出され、定例会として一本化することとなった。ただし、特殊な問題があり、協議を必要とするときは、関係士業団体で隨時話し合いを持つこととした。

この話し合いは、各団体間でかなりつっこみ込んだ話し合いとなり、和氣あいあいのうちに有意義に終った。

今後の有資格者団体間の友好も一層深まるものと確信し、殻を脱して常に接触を深めることの重要さを痛切に感じ、今後とも努力を続けたいと考えている。

行政書士の法定執務五訓

1. 行政書士は、まず、書類作成の専門家であるとともに、紳士(淑女)でなければならない。

(行政書士の責務一法10条)

① 絶えず研究を重ね、プロの自覚と実務家の力を身につけることが必要。

② 分からないことは、直接、提出先の窓口へ足を運び、礼をつくして教えを請うことが一番よい。

先輩に教えてもらうのも一つの方法です。しかし、先輩も同業者であり、苦労して得た宝の恵みであることを念頭に。

③ 服装、態度、言葉づかいにも注意がたいせつ。

例え質素でも清潔な服装、信頼される言動がたいせつ。会員は1,200人を超える大所帯、よくも悪くも一人一人の行動が行政書士全体の評価となることに常に留意してほしい。

④ 決して腹をたてないこと。他人の悪口をいわないこと。秘密を漏らさないこと。

2. 行政書士は、会員としての義務と責任を果たさなければならない。

(会則の遵守義務一法16条の6)

① 行政書士会は、開業を志す行政書士によって法の定めるところにより設立を義務づけられ、これに入会しないで業務を営むことはできない。

② 行政書士会は、このように強制会であり、会員は、その総意により会則を定め、会の組織、規律、諸届、会費等を規定して会務を運営している。

③ したがって、自分達の決めたことを守るのは当然のこと。法がことさらに会則の遵守義務を規定(16条の6)したのは、会則違反もその内容によっては知事の処分権の発動に結びつけ、会則の遵守を確保する意図がある。

3. 行政書士は、公正にして、親切丁寧を旨とし、正しく、早く、業務を処理しなければならない。

(業務の公正保持とその処理一法20条、規則6条、同7条)

① 依頼者は、お客様、神様。親切丁寧は当然のこと。依頼の主旨を適確にとらえ、それにこたえる心構えがたいせつ。遅い仕事は、ときとして役にたたないこともある。費用、所要時間、提出方法、関連手続等できるだけ依頼者の都合や希望をよく聞いて仕事を受けること。

② 自分の受けられない仕事は、他の士業や同業者を紹介すること。行政書士のところへ顔を出せば解決するという印象を客に与えることもたいせつ。

人に恵むと必ず返ってくるものです。期待せずに仕事を回し、客の喜ぶように行動することが必要。『信用は花の如く 声なくして 人を招く』

③ 電話の応対は、特にたいせつです。補助者、家族にも徹底させておくこと。(会員の事務所にも模範的なところがたくさんあるが、銀行、デパートを参考に)

4. 行政書士は、自己の業域を正しく守り、他の業域を侵してはならない。

(業務範囲の遵守一法1条2項)

① 他の業域を侵し、士業間の信頼を失

うな。この戒律を破ると必ず罰則が待っている。

② 自分の城だけを守り、他の城を攻めてよいという理屈はない。

③ 相互不可侵、相互提携の確立は、土業界発展のかぎである。

5. 行政書士は、健康の保持に留意しなければならない。

(依頼に応ずる義務一法11条)

昭和54年度 指名願記載要領説明会のお知らせ

◎各会場とも、受付は11時から（札幌のみ10時から）

説明は、北海道12時30分、開発局15時から

| 月 | 日 | 曜日 | 地区 | 会 場 | 住 所 | 電 話 |
|----|----|----|-----|-------------|---------------|---------------|
| 11 | 21 | 火 | 小樽 | 医師会館講堂 | 小樽市富岡町1丁目5-15 | (0134)22-4411 |
| | 22 | 水 | 岩見沢 | 空知建設会館 | 岩見沢市8条西3丁目 | (0126)3-1836 |
| | 27 | 月 | 札幌 | 共済ビル6Fホール | 札幌市中央区北4条西1丁目 | (011)241-2661 |
| | 30 | 木 | 江差 | 港湾センター | 江差町北埠頭 | (0139)2-1066 |
| 12 | 1 | 金 | 函館 | 函館建設業協会 | 函館市大森町19-6 | (0138)26-6711 |
| | 5 | 火 | 根室 | 根室市公民館 | 根室市弥生町2丁目5 | (0153)24-3188 |
| | 6 | 水 | 網走 | 網走マルセン会館 | 網走市南2条西2丁目 | (0152)4-7201 |
| | " | 木 | 釧路 | 釧路建設業協会 | 釧路市富士見町1丁目 | (0154)41-7447 |
| | 7 | 木 | 帶広 | 十勝農協連ビル5F | 帶広市西3条南7丁目 | (0155)24-2131 |
| | 8 | 金 | 稚内 | 稚内建設協会 | 稚内市中央1丁目 | (0162)3-2571 |
| | 12 | 火 | 旭川 | 拓銀ビル8F | 旭川市4条通9丁目 | (0166)26-3331 |
| | " | 木 | 苫小牧 | 苫小牧経済センター6F | 苫小牧市表町18 | (0144)33-5454 |
| | 13 | 水 | 静内 | 静内公民館 | 静内町古川町 | (0146)2-0075 |
| | " | 木 | 留萌 | 留萌建設協会 | 留萌市寿町2丁目 | (0164)2-0965 |
| 15 | 金 | 室蘭 | 室蘭 | 室蘭建設業協会 | 室蘭市中央町2丁目 | (0143)22-1045 |

北 海 道
共 催
北海道建設業協会
北海道土木協会

- ① 行政書士には、依頼に応ずる義務がある。自己の不注意で健康を害するとのないよう心がけが肝心。
- ② 健康は、自分で育て、そして守るべきものです。期限におわれ、ともすれば自分を省みるいとまもなくなるのが実態。自己の健康管理法もくふうすることがたいせつ。

食協対策と対道折衝

10月5日星担当副会長、豊田部長、深谷担当理事は、道地方課を訪問し、食協問題について種々対策を協議し、協力を要請したが、その結果をふまえて第2次対策をとりすめることにしている。

なお、網走支部所属佐藤兆昭氏は、行政書士個人の名において、同地方の食品衛生協会あてに文書を提出し、同協会における違法行為の廃除と、行政書士会網走支部と相談して食品衛生業務を行政書士に依頼してほしいと要望した。このような活動は、本会理事としての意識に基づく地方活動の独創的かつ強力的なあらわれとして高く評価されている。

新入会員研修会を終えて

業務研修部担当理事 佐藤兆昭

昭和53年9月16・17日の両日、札幌市道庁職員共済会館において、本年度の事業計画による新入会員の研修会が開催された。各講師は研修に使用するテキストの作成に精力的に取り組み当日を迎えた。研修は1泊2日のハードスケジュールにもかかわらず全道から66名の会員が参集し、場内は業務研修にかける会員の熱気で充満した。

研修に先きだち、葛西副会長（会長代理）のあいさつにつづいて、

- 1 行政書士の心構え（木川業研部長）
- 2 自賠責について（阿部常任理事）
- 3 労務（原業研担当理事）
- 4 風俗営業（佐藤（兆））
- 5 国土利用（橋本）
- 6 民事（平賀）

の各講師がそれぞれ長年の研究と経験のすべてをかたむけての講義は、受講者に深い

感銘をあたえた。

また、深谷担当理事の作成した自賠責資料もゆきとどいたもので好評であった。業務の研修もさることながら、本会の役員と膝を交えて行政書士会の前途について長時間話し合ったことの意義も大きかった。

受講者が終講後、講師のところまで来て一人一人に「ありがとうございました。」と声をかけて帰った姿は記憶に残り本当に有意義な研修会であったと自負している。

会員の生の声を聞く ため対話集会を開催

去る10月15日から17日までの3日間、室蘭市、旭川市、北見市の順に報酬額運用要領ブロック研究会のあとを受けて参集者との対話集会を開催し、本会からは、会長はじめ各部長と事務局長が出席した。

この企画は、会員の率直な声を聞き、これを会務の運営に反映し、会員の和と団結をより強めたいと考えて計画した。

参集人員は、室蘭会場16名、旭川会場22名、北見会場26名と案外集まりは少なかつた。

どこの会場でも予想のとおり、車庫証明業務受け入れの現況と見直しが例外なく話題となった。その他は行政書士の業務を新聞等を利用して周知策を考えてほしい。行政書士法の改正は、提出代理に重点をそぐべきでないか。監察業務は、大口組織違反団体の対策を進めるべきでないか。行政書士試験は高度化し、一方国家試験への移行を推進すべきでないか。大いに議論をし、新しい意見をとり入れることが真に会員の和と団体につながるのではないか等と話題が出たが、時間の限定でお互い堅さのとれないうちに終ってしまったようだ。

しかしながら、この対話集会をおして日行連及び行政関係機関に対して要望を必要とする貴重な意見が開陳され、極めて有意義であった。

集会に参加した会員から、毎年定期的にこのような話し合いの場を作つてほしいとの要望もあったので、明年度は開催の方法にも検討を加え、実施計画案を策定したいと考えている。



字典こそ別れられない女房の一人

今回は、「公用文の書き方」を休稿しますので御了承願います。

行政書士は、書類作成のプロとして、文字のことは、文章のことは、と自信に満ちているのは、案外自分だけで、中学生に読んでもらうと、即座に誤字を発見されることがあるものです。

公用文は、当用漢字、送り仮名の付け方を採用しているとは言え、それに習熟することはむづかしいことです。行政書士は、その職分を謙虚に反省し、常に字典を離さないことが大切で、余りにも明らかな誤りだけはなくしたいものです。

次の文章に誤字が含まれているので、レクリエーションのつもりで、御覧ください。

第1問 依頼人の應待には、依頼の内容をよく聞いて、要點を集約することが大切です。

尚、行政書士が、業務を行うには、夫夫が親切町寧の原則を忘れて

はいけません。

第2問 本日の研修会は、専問的であったためか、私にはよく解らなかったので、明日は、講師を訪問して、分からぬ点を教えてもらう心算です。

第3問 今朝は、餘程寒かったのか路面の凍結により、近くの交叉点で交通事故があった。

第4問 行政書士は、妻の如く字典を愛し、常に、手許に置くことが大切です。

(正解は14ページ)

年計報告の励行について

年計報告は、会則によって全会員が提出義務のある唯一のものです。

会則第85条の規定による年計報告用紙を同封しましたので所定期日（1月末日）までに必ず提出してください。

本年度は特に今後の会務運営上の重要な資料となる附帯調査も合せて行いますのでお手数とは存じますが必ず記入の上提出をお願いします。

信頼される業務取扱いを!!

最近、業務の依頼を受け、前金を預り、約束の期限を履行せず、その上事務所にたびたび連絡しても本人の所在が分からず、心配になった依頼人は思い余って市町村の苦情相談所に申し出た事例があります。

这样的ことは多くの会員の信用を失うことになり、法違反の疑いも生ずるので、お互いに十分注意し、行政書士の信頼の確保に十分留意してほしいものです。

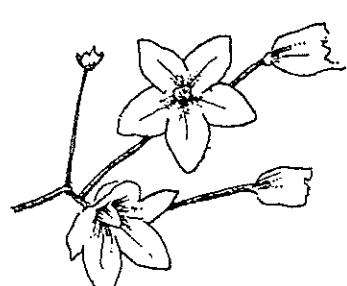
会員異動報告は速やかに支部経由で

会員の異動報告があったときは、その都度登録名簿、会員名簿の整理をしますが、報告がおくれると整理もおくれ、いろいろの連絡や会報発送にも差し支えがおきますので、各種異動報告は所属支部経由で速やかに提出するようお願いします。

行政書士手帳のあつ旋

昭和54年度版日行連で作成した「行政書士手帳」を有料頒布しますので、御希望の方は電話又は葉書でお申込みください。

価格 500円 送料 200円
(ただし予定部数に達しましたら〆切れます。)



私の若い頃

苦小牧支部 後藤秋義

私はいつまでも若い氣でいたが、老人の仲間入りをする年になった。

昭和9年8月宗谷本線土別駅から雨竜川寄りの温根別の小部落で測量関係の仕事に従事していた。当時は、交通機関といえば、土別から温根別市街まで円タクが1台往復していた程度。また、付近は、馬鈴薯、除虫菊などの栽培が盛んで、和寒市街の料飲店街は除虫菊景気で活気を呈したものだった。

あの当時は都市は別として私たちの部落には、映画館がなく、月に1度位は巡回映画の興業があった。その時には小学校の屋内運動場が利用されたもので下足は扱わない。そのかわり下足を包む新聞紙の半分が手渡された。

そのころ、映画見物に行き幕合いで、何気なく手渡された新聞の広告欄に「満洲国行政警察官募集」の記事を見たのが縁となり、終戦の昭和20年9月まで満警に職を奉ずることになった訳である。

当時募集事務は全国の各連隊区司令部が当たり、道内では、旭川と札幌、私は幸いにも学科試験に仮合格し札幌の連隊区司令部で最後の人物考査の結果、満洲国警察官として採用された。（道内からは12名が採用された。）即日渡満手続きと集合場所である門司までの旅費が支給された。

その時は、汽車賃と宿錢など併せて60円が支給された。それに汽車賃は鉄道割引で片道半額8円位であったと記憶している。

10月中旬頃全国から集まつた同僚60名とともに満洲国行政警察第1期生として、新京中央警察学校に入校6ヶ月間の新任教養

俳句

四季片々

(ソール旅情)

室蘭

昭和新山子

袴曳いて妓生舞えり秋灯下
アリランに酒樓の秋の灯も暗く
柿熟れて農家の土壇みな低し
荷物頭に載せゆく姫古都小春
無影塔映して池の水澄めり

苦小牧市

小田桐君枝

蟹の這ふ西に東に埠頭延び
椰子の実に夏日のささる遠目癖
空にむけ炎ゆる鷄頭職一途
鳴神の海に去りゆく花芒
花茗荷歯ざはりすがし娘は旅に

事務局だより

行政書士試験の合格者発表

北海道総務部地方課の発表によりますと、本年度行政書士試験の受験者数は594名、合格者数285名、合格率47.9パーセント、本年度は特に採点を厳しくしたそうです。

(合格者は10月25日第13715号北海道公報登載)

この試験に本会事務局の白石和子さんが受験し、見事合格しました。本人の話では、行政書士法の成績が悪ければ職場の恥

を受けることになった。その頃の教官は、日本政府より派遣された若手の判事、検事それに警視庁などから選抜された古豪者で11月から5月まで、あの嚴寒の最中随分しごかれたもので当時のあの教養のつらかったことが今も記憶に残っている。

おそい満洲の雪どけ頃にやっと学校教養から解放され今度は、実務見習として奉天城内西閑（場末の貧民街）の派出所に配置され、毎日三八式歩兵銃を担いで街頭警ら勤務、時々凶悪事件の発生により路上での検問、また警ら中の不審尋問、事件に關係のない姑娘（クーニャン）の身体検査、珍らしさもあって必要以上のところまで捜査し、幹部に見つけられドヤされたものだった。

また時には、賭博現場にふみ込み逮捕寸前に新前なるが故に一般群衆にじゃまされ逮捕どころか、逆にこちらがラッチされそうになり命からがら逃げ出し、これまた幹部に大目玉、そのうちに2ヶ月程過ぎて南満の鉄道沿線海域警察署勤務となつた。赴任早々憲兵少尉あがりの主席指導官に「初年兵のつもりでやれ、長髪とは生意氣だ丸坊主になれ」とハッパをかけられ、休む間もなく最も治安の悪い県境いの山岳地帯の討伐隊に配属され通訳もなく、学校で満語の勉強をサボッタのが天罰的面、全く五里夢中で過ごしたものだった。

その頃、満蒙各地の山間部では、「アヘン」の密作が盛んとなり、強行取締りにより品不足となり、価格が高騰し熱河方面からの武装密輸団の横行が激しく、そのため警察では満洲独立守備隊との共同による特別取締り、列車警乗による取締りであった。ある時、列車警乗中アヘンの常習運び屋の女性を発見、取り調べの結果さるところに挿入していたのには驚いた。当時は女性の運び屋が多く、頭髪の中に隠匿するの

は普通であった。

また、夏季のコーリヤン（日本のトキビ）繁茂期ともなれば山間に潜伏していた匪賊（張治団）が徒党を組み城内にまで侵入し、豪農を襲撃しては財物の略奪やクーニャンの誘かい、そのたびにこれらの討伐に狩り出され一番嫌やな季節でもあった。

会員の皆様の中には独歩隊に入隊した方もおられることと思いますが、匪賊討伐は「行きはよいよい帰りはこわい。」で、出動時の員数が帰る時は半分以下、匪賊のゲリラ作戦の巧妙さ、そのため同僚の中には討伐で還えらぬ人となった方々も多い。私などは本当に運が良かったと思う。

警察の仕事は、治安維持もさることながら、匪賊討伐もまた重大な任務の一つであった。

また討伐のかたわら、都市、農村の別を問わず、不在者の調査にも力を入れ、越冬のため、なに喰わぬ顔をして帰郷した者をしめあげて匪賊の発見逮捕に成果を挙げたものだったが、一面取調べに無理があったりして、良民の犠牲も少なくなかったようだ。

前述のコーリヤンで思い出しますが、コーリヤンを、主原料とした「チャンチュー」随分アルコール分の高い酒でしたが、私などはこのチャンチューの味が忘れられず、帰国後は焼酎を好んで呑みお陰で現在もまだまだこの方は大分いけるようです。

(以下次回)



字典こそ別れられない……の答_____は関係部分

| 区分 | 誤りの字句 | 正しい字句 |
|------------------|------------------------------|------------------|
| 第1問 | ア 依頼人の <u>應待</u> ×× | ア <u>応対</u> ○○ |
| | イ 尚、行政書士は ○ | イ <u>なお</u> ○○ |
| | ウ <u>夫々</u> が親切 <u>叮嚀</u> ×× | ウ <u>それぞれ</u> 丁寧 |
| 第2問 | ア <u>専問的</u> × | ア <u>専門的</u> ○ |
| | イ 私にはよく <u>解ら</u> なかつた × | イ <u>分から</u> ○○ |
| 注 判らないも誤りです。 | | |
| 第3問 | ウ 講師を <u>訪門</u> して × | ウ <u>訪問</u> ○ |
| | エ 教えてもら <u>う心算</u> です。 ×× | エ <u>つもり</u> ○○○ |
| | ア 今朝は <u>餘程</u> ×× | ア <u>よほど</u> ○ |
| 公用文は仮名で書くのが原則です。 | | |
| | 漢字の場合は <u>余程</u> ○ | |
| | イ <u>交叉</u> 奥 ×× | イ <u>交差点</u> ○○ |
| | ウ 妻の <u>如く</u> × | ウ <u>ごとく</u> ○○○ |
| | エ 常に、 <u>手許</u> に × | エ <u>手元</u> ○ |
| | | |

—'78.11 第109号・昭和53年11月1日発行—

発行人 榎波弥一郎
 編集人 下国富士夫
 発行所 北海道行政書士会
 印刷所 谷川印刷株式会社
 旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区南2西4 小原ビル4F
 電話 (011) 221-1221
 221-1222